

法制審議会・家族法制部会ヒアリング資料

野沢慎司（明治学院大学社会学部）

1. 本日の説明で取り上げる課題

- (1) 各種統計・調査の全体的理解、比較で一見数字が不整合に見られる部分の評価
- (2) 子の利益を考えた場合に、各種統計・調査から共通にうかがわれる親子関係ないし夫婦関係の課題、問題点
- (3) その課題や問題点の背景、原因としてあると見られる日本の家族の実像や実態
- (4) このような社会調査と政策・制度の議論の関係、連携の在り方について

2. 各種統計・調査の違いと全体から見える離婚と離婚前後の家族関係の状況

A：厚労省 平成28年度全国ひとり親世帯等調査(2016年11月) <http://www.moj.go.jp/content/001345686.pdf>

B：法務省 子の立場の離婚実態調査(2021年1月) <http://www.moj.go.jp/content/001345682.pdf>

C：法務省 協議離婚実態調査(2021年3月) <http://www.moj.go.jp/content/001347779.pdf>

D：法務省 財産分与を中心とした実態調査(2021年3月) <http://www.moj.go.jp/content/001347780.pdf>

E：最高裁 司法統計年報 3 家事編(令和元年/2019年)

<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/274/011274.pdf>

https://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search

→今回、B～Dの新たな調査が実施されたことは画期的であり、問題の広がりや深さ、多様性について多角的に情報収集した意味は大きい。とくに、これまで調査研究が立ち後れていた子どもの立場、非親権親(別居親)の立場の当事者を対象に含めて、離婚後の家族の実像に公的な調査が光を当てたことの意義は評価したい。研究者がさらにローデータの分析を進め、他の調査研究を刺激する効果を期待する。

(1) サンプリングなど調査方法の違い

A：「全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成22年国勢調査により設定された調査区から無作為に約4,450調査区を抽出し、当該調査区内の父子世帯、養育者世帯のすべてを客体とするとともに、上記4,450調査区の中の2,850調査区内の母子世帯のすべてを客体とした。」(報告書1頁) →野沢の集計による回収率は、母子世帯62.5%、父子世帯62.0%。ランダムサンプルに近づく確率サンプリング法を使っており、代表性があるサンプル。訪問手渡しという方法であり、回収率もかなり高い。回答の分布を推定する目的においては、より信頼性が高い。

B・C・D：調査会社などに事前のモニター登録を行っている者を対象に、目的の回答数に達するまでウェブ上でアンケートを実施する方法により調査が行われたという意味で、非確率サンプルを使った調査。モニター自体に一定の偏りが危惧される。予想されるのは比較的時間に余裕があり、経済的報酬を求めている層への偏りである。しかし、以下に見るように基本的な数値にズレは極端に大きくない。

E：「当年の報告結果」を示しており、報告数とその内容が間違っていなければ全ケースについての情報(標本誤差がない)と想定できる。

(2) 設定された対象者の違い→同じ離婚も見る角度（立場）によって異なるものに見える

A：母子世帯のうち「生別」である母親の年齢は、30-40代合計で61.8%であり、20代以下が28.1%、50代以上が1.2%、年齢不詳が9.0%含まれている。より若年層（若年での出産・結婚・離婚経験をして間もない層）が少なくとも3割弱含まれている。

B：未成年時に父母の別居・離婚を経験した20代および30代の男女それぞれ250名、合計1000名に達するまで回答を募集する方法。

C：未成年の子を持つ時点で協議離婚をした30代および40代の親権親500名と非親権親500名／合計1000名。

D：10年以内に離婚を経験したことのある30代から60代までの男女（合計700名。男女350名ずつ）。
回答者のほぼ半数は離婚時に子どもがいなかった。協議離婚（弁護士の関与なし）76.6%、調停離婚12.6%、協議離婚（弁護士の関与あり）6.3%、判決離婚2.0%を含む。

E：離婚に関しては協議離婚を除き家庭裁判所などでの家事事件として扱われた離婚の全数に限定。

(3) 調査実施時期と離婚が生じた時期範囲の違い

Aの実施時期が2016年であり、それから5年後の2021年に実施した一連の法務省調査では、面会交流実施率など近年の微増傾向（同調査の2011年データとの比較から見える傾向）が反映されている可能性がある。また、Dは10年以内の離婚ケースのみを含み、Aは子どもが未成年である親の離婚だから19年前までの離婚ケースを含むが、Bは子どもの立場の回答者が39歳までなので理論的には39年前の離婚まで長期間にわたるケースを含む。

(4) 比較検討の意味

しかし、完全に偏りのない客観的データというものは手に入らないので、複数の統計や調査結果の差異を比較検討しながら実像を推測し、そこから浮かび上がる問題の大きさや深刻さを推定するしかない。

調査会社などに事前のモニター登録者への募集による一連の法務省調査データ（B・C・D）は、回答分布の正確さに弱点がある。しかし、厚労省の全国調査（A）と大きな差異がないか（あるとしたらどの点か）を再確認した上で、現制度下で生じている問題の大きさや広がり、その深刻さや制度的対策を把握する材料の一つとすべきである。

どのデータにも限界がある。しかし、これら以外の既存の調査研究や統計、さらには質的調査研究の知見と組み合わせて、総合的に現状理解のための基礎とすることができる。それによって問題解決に資する法制度改革の方向性を確認することがもっとも重要ではないか。

①監護親・親権者は誰か

B：SC9 父母の別居後、母と同居が78.6%、父と同居が21.4%。

C：F1 監護親は、女性が86.0%、男性が14.0%。

【参考】「人口動態統計」（2019年）：「妻が全児の親権を行う」（84.5%）、「夫が全児の親権を行う」（11.9%）、「その他」（3.6%）。

②子どもとの同居・親権についての協議と同意

- B : Q15-1** 父母の別居後にどちらの親と住むかについて、「意見・希望がなかった」（選べなかった？）ものがもっとも多く 3 割弱。同じく 3 割弱が「本心を伝えた」と回答している。「意見希望はあったが伝えていない」と「伝えたが本心ではなかった」を合わせるとやはり 3 割弱。ほかに「覚えていない」ケースが 14%。Q15-2 自分の意見通りになったと答えた子どもも半数ほどに過ぎない。
- 年齢や状況によるが、どちらかを選ばされることの難しさが多様な回答を生んでいるように見える。多くは受け身的に親たちの判断に合わせていくしかない状況に置かれてしまう現状を反映しているのではないか。
- C : Q18-2** 別居前の話し合いで、子どもと同居する親について同意できたと考えるのは、親権親／母親の約 74%、非親権親／父親の 63%前後。
- Q18-6** 別居前の話し合いで、子どもの親権者について合意できたのは、親権親／母親の 6 割強、非親権親／父親の 55%強。
- Q20** 父母どちらが子どもと暮らすかで争いはなかったのは、親権親／母親の 6 割強、非親権親／父親の 5 割前後。
- Q40** 子どもの親権について離婚相手と話し合わなかったケースが全体の 26.0%。
- 合意ができない、あるいは協議自体ができなかった例が少なくない。当事者の協議に任せられ、それで問題ないという前提が崩れている。

③離婚時の養育費や面会交流について取り決め

- A :** 母子家庭で養育費の取り決めがあるのは 42.9%（そのうち文書ありは 73.3%）、父子家庭では 20.8%（うち文書ありは 75.0%）。母子家庭で面会交流について取り決めがあるのは 24.1%（うち文書ありが 96.8%）、父子家庭では 27.3%（うち文書ありが 72.6%）。
- B :** Q19 および Q20 養育費の取り決めがあった 24.6%、なかった 29.8%、わからない 45.6%。
- 子どもは養育費の取り決めについて知らないケースが多いことから、実際の支払い状況を含めて回答が正確かどうかには留保を付けるべきだろう。
- Q24-1～Q24-3B** 別居親との交流別居親との交流についての父母間で取り決め（約束）があった 12.2%、なかった 51.4%、わからない 36.4%。
- 取り決めがあったと思っているケースは極めて少なく、交流のあり方が決まっていく過程で子どもが意見を表明できているケースも少ない。子どもの気持ちが抑圧されたり、置き去りにされたりしたまま、別居親子の関係が変質（途絶えがちになったり）していき、結果として悪化する傾向がある？
- C : Q18-4** 別居前の話し合いで、別居親との面会等の仕方について合意できたのは、親権親／母親の 38% 前後、非親権親／父親の 39%前後。Q18-7 養育費について合意できたのは、親権親／母親の約 45-7%、非親権親／父親の約 57-8%。
- Q41-1～2** 離婚相手と取り決めをしたか。

	養育費		面会交流	
	決めていない	口約束	決めていない	口約束
監護親	25.0%	30.8%	32.8%	31.0%
非監護親	18.0%	32.2%	25.2%	34.0%

④離婚後の養育費や面会交流の実施状況

A: 母子世帯で、養育費を現在も受けている 24.3%、受けたことがある 15.5%、受けたことがない 56.0%。

母子世帯で、面会交流を現在も行っている 29.8%、行ったことがある 19.1%、行ったことがない 46.3%。

B: Q20 別居親はあなたの生活費をきちんと支払っていた 16.8%、途中から支払われなかった 14.0%、ときどき 6.8%、まったく支払わなかった 18.9%、わからない 43.5%。

Q26-1～Q26-3 面会交流は別居親の家に宿泊が 2 割弱あるが、一方で交流なしが 4 割ある。形態が多様であるが、頻度のばらつきも大きい。別居親と何らかの交流があった 464 ケースの内、交流頻度週 1 回以上が約 10%、月に 1-2 回が約 18%、2-3 ヶ月に 1 回が 13%あった一方、半年に 1 回以下が約 18%、不定期との回答が 4 割強ある。そうした面会交流の多様な状況への子どもたちの評価も多様である。Q36-1～2 全体の 3 分の 1 は別居親との関係が失われてしまっている一方で、3 割近くは別居親と肯定的な関係を維持している。約 2 割が「普通」と評価。

Q37 2 割弱がもっと別居親との交流があることを望んでいるが、約半数は判断不能。

→交流がなかったケースでは、あった場合のことを想像しにくいし、交流があったケースでは、なかった場合を想像することが難しい。いずれにしても、現状を肯定する考え方を取るか、判断不能になりやすいのではないか。自らの希望や選択の余地がない変化を経験してきたケースが多いことからすると当然かもしれない。

C: Q41-2 1～2 面会交流・養育費の取り決め後にその実施が続いたかどうか。

		定期的	不定期	途絶えた	途中から	全くない
養育費	監護親	56.0%	9.3%	13.1%	2.9%	18.7%
	非監護親	74.1%	6.1%	5.4%	0.7%	13.7%
面会交流	監護親	29.2%	25.9%	16.1%	5.1%	23.8%
	非監護親	45.5%	18.4%	11.5%	5.6%	19.0%

Q41-3 養育費も面会交流も離婚後 3-4 年経つと、ほとんどのケースで途絶える。

⑤離婚の相手からの暴力・虐待の介在について

A: 母子世帯で現在面会交流を実施していない(最大の)理由「相手に暴力などの問題行動がある」1.2%。

B: Q9 子どもから見た離婚原因(現時点の認識)は、性格の不一致が最大で約 4 割だが、身体的な暴力(18.5%)、精神的な暴力(15.9%)、子に虐待する(5.7%)と認知している比率が比較的高い。

C: Q19 別居前に離婚相手と話し合いをしていない女性回答者 77 ケースの内、「DV や子どもへの虐待等の問題があり話をする余裕がなかったから」と「話をするのが危険だったから」がいずれも 5 ケース(6.5%) ずつで、話し合いができたケースを含む女性全体(221 人)のうち 2.3%にあたる。

Q47 面会交流の取り決めをしなかったケース(N=290)に関して、監護親が回答した主な理由は、離婚した相手と関わりたくなかった 42.1%、取り決めをしなくても交流できるから 30.5%。非同居親に身体的・精神的暴力や子どもへの虐待があったからは 0.6%(N=1)、子どもの連れ去りや虐待の可能性があったからは 5.5%(N=9)。

D: Q1-1 離婚した原因について「性格の不一致」(73.7%)がもっとも多く挙げられた。相手の「精神

的な暴力」は 16.4%、「身体的な暴力」は 5.4%。自分の「精神的な暴力」は 7.4%、「身体的な暴力」は 3.1%。

E:「婚姻関係事件数一申立ての動機別」(申立人の言う動機のうち主なものを 3 個まで挙げる方法)では、「性格があわない」妻 39.2%、夫 60.3%で第 1 位。「暴力を振るう」は妻 20.5%、夫 9.1%。「精神的に虐待する」は妻 25.2%、夫 20.2%。

→離婚ケースの中に暴力が含まれるケースが一定数存在し、それが社会的に対処されないまま離婚の協議に大きな影響を与え、それによって子どもに関わる問題について協議・合意が作られないままになることがかなりあると推測できる。